



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年6月25日火曜日 第1367号

◇ 目 次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出.....	781
土地改良区役員の退任の届出.....	781
道路の区域変更（県道小田柳谷線）.....	781
道路の供用開始（ " ）.....	782
過疎地域自立促進特別措置法による工事の実施.....	782

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	782
-----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町北伊予土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	渡部 幸男	伊予郡松前町大字徳丸658番地
"	弓立 文明	伊予郡松前町大字徳丸1213番地2
"	門屋 勇	伊予郡松前町大字徳丸1167番地
"	本多 正仁	伊予郡松前町大字中川原584番地
"	本多 成	伊予郡松前町大字中川原592番地
"	加藤 満雄	伊予郡松前町大字中川原559番地
"	西村 哲雄	伊予郡松前町大字出作679番地
"	弓達 武明	伊予郡松前町大字出作179番地
"	高石 圭三	伊予郡松前町大字神崎344番地3
"	水口 誓雄	伊予郡松前町大字神崎893番地
"	野本 忠雄	伊予郡松前町大字神崎683番地
"	相原 隆志	伊予郡松前町大字鶴吉350番地
"	橋本 密雄	伊予郡松前町大字鶴吉1163番地
"	徳本 義信	伊予郡松前町大字横田718番地3
"	高市 賢一	伊予郡松前町大字大溝589番地1
"	渡部 良重	伊予郡松前町大字永田475番地
"	松田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
監事	窪田 直記	伊予郡松前町大字中川原559番地

"	神野 昌孝	伊予郡松前町大字出作315番地
"	日野 栄蔵	伊予郡松前町大字横田354番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	伊賀上 芳樹	伊予郡松前町大字徳丸480番地1
"	渡部 幸男	伊予郡松前町大字徳丸658番地
"	弓立 文明	伊予郡松前町大字徳丸1213番地2
"	山本 勲	伊予郡松前町大字中川原604番地
"	本多 乙夫	伊予郡松前町大字中川原578番地1
"	窪田 直記	伊予郡松前町大字中川原559番地
"	西村 哲雄	伊予郡松前町大字出作679番地
"	神野 昌孝	伊予郡松前町大字出作315番地
"	高石 圭三	伊予郡松前町大字神崎344番地3
"	水口 誓雄	伊予郡松前町大字神崎893番地
"	野本 忠雄	伊予郡松前町大字神崎683番地
"	相原 隆志	伊予郡松前町大字鶴吉350番地
"	白石 勝見	伊予郡松前町大字鶴吉1163番地
"	日野 栄蔵	伊予郡松前町大字横田354番地
"	高市 賢一	伊予郡松前町大字大溝589番地1
"	向井 繁明	伊予郡松前町大字永田34番地
"	早瀬 哲夫	伊予郡松前町大字東古泉145番地
監事	八束 文雄	伊予郡松前町大字徳丸5番地1
"	伊賀上 克明	伊予郡松前町大字鶴吉916番地
"	松田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地

○愛媛県告示第1230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	斎藤 富士一	新居浜市秋生1436番地

○愛媛県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川3946番地先から 同大字3931番まで	旧	メートル 5.5~18.0	キロメートル 0.065	
			新	5.5~18.0 5.0~18.0	0.065 0.105	

○愛媛県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川3946番地先から 同大字3931番まで	平成14年 7月 5日

○愛媛県告示第1233号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、次のとおり基幹道路の改築工事を愛媛県において実施する。

平成14年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路 線 名	工 事 区 間	工事の 種 類	工事の開始の日
野 村 町	町 道	阿 下 釜 川 線	東宇和郡野村町大字阿下2号918番3地先から 同大字2号381番1地先まで	改 築	平成14年 6月25日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成14年 6月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,210,940
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,219
- (3) 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 403,647

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の 総数	同左の3分の1の 数
松 山 市	376,051	125,351
今 治 市	94,851	31,617
宇 和 島 市	50,305	16,769

八 幡 浜 市	26,931	8,977
新 居 浜 市	103,641	34,547
西 条 市	46,877	15,626
大 洲 市	30,645	10,215
川 之 江 市	30,660	10,220
伊 予 三 島 市	30,169	10,057
伊 予 市	24,672	8,224
北 条 市	23,754	7,918
東 予 市	27,022	9,008
宇 摩 郡	16,053	5,351
周 桑 郡	19,433	6,478
越 智 郡	59,875	19,959
温 泉 郡	32,958	10,986
上 浮 穴 郡	13,666	4,556
伊 予 郡	51,516	17,172
喜 多 郡	25,616	8,539
西 宇 和 郡	27,960	9,320
東 宇 和 郡	31,561	10,521
北 宇 和 郡	42,669	14,223
南 宇 和 郡	24,055	8,019